

令和5年度津山市監査実施方針及び年間監査計画

令和5年4月1日

津山市監査委員決定

1 基本方針

監査の実施にあたっては、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査を実施します。また、その結果を報告・公表するなどにより、公正で効率的な行政の執行確保に資することを目的として実施します。

2 重点項目

(1) 効果的な監査の推進

市の事務事業が、法令等に基づき適正に執行されているかという正確性及び合規性のほか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかという経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施します。

(2) リスクを考慮した監査の重点化

効率的かつ効果的な監査を実施するため、監査対象部署及び団体の特性や過去の監査結果の指摘事項等を踏まえ、リスクの重要度に応じた着眼点を設定します。

(3) 内部統制に対する監査

複数の部署で同様の不適正な事務処理が見受けられる場合は、個々の事務処理の指摘にとどまらず、組織のチェック体制に留意し、全庁的な業務改善が図られるよう監査意見を提出し、監査の実効性を確保します。

(4) 津山市監査基準の運用

令和2年度に策定した「津山市監査基準」に従って監査、検査及び審査を実施します。

3 年間監査計画

(1) 定期監査

地方自治法第199条第4項の規定により財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかに加え、同条第2項の規定により事務の執行が合理的かつ効率的に行われているかについて監査します。

監 査 対 象 部 署	実施予定日
地域振興部 地域づくり推進室、生涯学習課、スポーツ課	10月 2日(月)
地域振興部 勝北支所地域振興課、久米支所地域振興課	10月 3日(火)
地域振興部 加茂支所地域振興課、阿波出張所地域振興課	10月 4日(水)
総務部 総務課、人事課、行財政改革推進室、財産活用課、津山市史編さん室 選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局	10月30日(月)
総務部 危機管理室、情報政策課、人権啓発課、契約監理室	10月31日(火)
こども保健部 子育て推進課、こども保育課、こども子育て相談室、健康増進課 ワクチン接種推進室	11月17日(金)
環境福祉部社会福祉事務所 生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、臨時特別給付金事業推進室 水道局 経営企画室、業務課、水道施設課	1月24日(水)
都市建設部 管理課、土木課、都市計画課、都市基盤整備課、下水道課	2月 5日(月)

※ 予定日は変更になることがあります。実施の詳細は、監査実施の約40日前までに監査対象部署宛に通知します。

※ 現地調査は、監査実施までに決定し連絡します。

(2) 出資団体監査

地方自治法第199条第7項の規定により、市が4分の1以上出資している団体を対象に、事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、市の所管部署の指導監督が適切に行われているかを監査します。

団 体 名	実施予定日
株式会社曲辰	1月17日(水)

(3) 公の施設の指定管理者監査

地方自治法第199条第7項の規定により、津山市が公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）を対象に、当該施設の管理に係る事務が適正かつ効率的に行われているかどうか、市の所管部署の指導監督が適切に行われているかを監査します。

施設名	団体名	実施予定日
加茂町福祉センター	(福)津山市社会福祉協議会	2月 9日(金)

(4) 工事監査

工事及び委託業務の計画、設計、積算、契約、施工、業務管理が適正かつ効率的に行われているかについて、地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施します。

対象とする工事等は、進行中の工事の中から進捗状況等を勘案して選定します。

実施予定日： 11月15日(水)～16日(木)

4 例月現金出納検査

地方自治法第235条の2第1項の規定により、会計管理者（地方公営企業法適用事業の場合は公営企業管理者）が保管する現金の毎月の出納について係数の正確性を検証するとともに、現金の出納が適正に行われているか、現金の保管が確実かつ有利な方法で行われているかを検査します。

実施時期： 検査対象月の翌月25日（休日その他の事情がある場合は延期）

5 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査は、地方自治法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された決算について計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査します。

基金の運用状況審査は、地方自治法第241第5項の規定により、審査に付された基金の運用状況について計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査します。

実施予定時期： 6月～8月

6 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査します。

実施予定時期： 8月

7 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下職員5人が補助する。